

三豊市への移住・定住を応援します！

若者定住促進・地域経済活性化事業補助金

40歳未満の若者の住宅取得に対して、補助金を交付します。

■申請者の要件

- ・交付申請日に40歳未満の人
- ・補助金の交付後5年以上居住する人
- ・市税を滞納していない人

■住宅の要件

- ・玄関・居室・トイレ・台所を備えていること
- ・市内業者が、建築・販売・仲介した住宅
- ・登記日から3カ月以内の住宅（土地含む）

■補助金額

- ・取得費用が1,500万円以上 100万円
- ・取得費用が1,500万円未満 取得費用の1/20

※相続・贈与などによる取得、公共工事などの移転補償による取得の場合は対象とはなりません。



移住促進・家賃等補助金

県外で3年以上居住した後、三豊市へ転入する人に家賃などを補助します。

■申請者の要件

- ・県外で3年以上居住した後、定住の意思をもって転入した人
- ・移住に際し、新たに賃借した契約者本人
- ・世帯全員が市税・県税を滞納していないこと
- ・生活保護法に規定する住宅扶助を受けていない人
- ・「若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」を受けたことがない人
- ・世帯全員が「東京圏UJIターン移住支援事業補助金」を受けたことがない人

■補助金額

- 家賃補助金**
〔賃借料※—住宅手当〕×1/2で上限2万円を、転入日の翌月から最大24カ月 ※管理費・共益費・駐車場代などは除く
- 初期費用補助金**
〔礼金、仲介手数料、家賃支払保証料の合計額—住宅手当〕×1/2（上限6万円）

移住促進・新婚世帯家賃補助金

婚姻後1年以内の夫婦で、夫婦ともに市外で1年以上居住した後、三豊市へ転入する40歳未満の人に家賃を補助します。

■申請者の要件

- ・転入前に婚姻し、申請日に婚姻日から1年以内の夫婦
- ・市外で1年以上居住した後、平成31年3月1日以降に定住の意思をもって転入した夫婦
- ・移住に際し、新たに賃借した契約者本人
- ・交付申請日において夫婦ともに40歳未満の人
- ・世帯全員が市税を滞納していないこと
- ・生活保護法に規定する住宅扶助を受けていない人
- ・「若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」「移住促進・新婚世帯家賃補助金」を受けたことがない人
- ・世帯全員が「東京圏UJIターン移住支援事業補助金」を受けたことがない人

■補助金額

- 家賃補助金**
〔賃借料※—住宅手当〕で上限2万円を、転入日の翌月から最大24カ月 ※管理費・共益費・駐車場代などは除く

東京圏UJIターン移住支援事業補助金

東京圏から移住し、就業・起業した人に移住支援金を支給します。

■申請者の要件 ①および②～⑤のいずれかを満たす人

- ①住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上かつ直前の1年以上東京23区に在住、または東京圏に在住し東京23区内へ通勤通学していた人
- ②「jobナビかがわ」に掲載された対象企業に就業した人
- ③プロフェッショナル人材事業などを利用して就業した人
- ④自己の意思で移住し、テレワークを行う人
- ⑤起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を受けている人

※他にも要件があります。

■補助金額

- ・2人以上の世帯 100万円
- ・単身 60万円

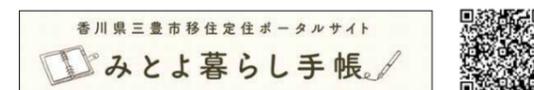
令和3年度の移住・定住に関する補助金についてお知らせします。
※各補助金の交付には、他にも要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

▶申し込み・問い合わせ 地域戦略課 ☎73-3011

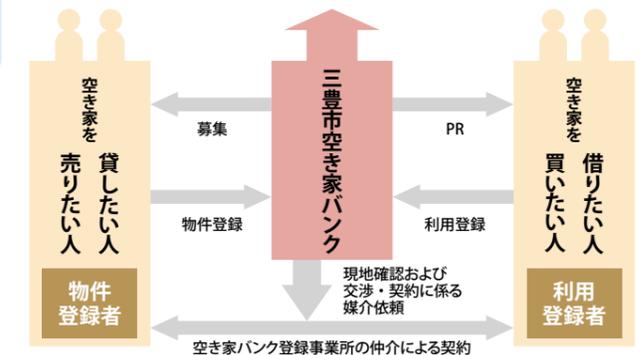


空き家バンク制度について

市では、空き家バンクに登録された物件の情報発信を行い、三豊市への移住・定住を応援しています。空き家バンクの物件情報は、三豊市移住定住ポータルサイト「みとよ暮らし手帳」をご覧ください。



空き家を売りたい・貸したい人へ
物件登録は随時受け付けています。希望する人は、地域戦略課までご連絡ください。



▼空き家バンク物件に居住する人は、下記のいずれかの補助金が使えます▼

空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金

空き家バンク物件を購入して居住する人にリフォーム工事費用を補助します。

■申請者の要件

- ・空き家バンク物件を購入し、売買契約日から3年以内の人
- ・補助金の交付後5年以上居住する人
- ・「若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」を受けたことがない人

■工事の要件

- ・市内業者が行う工事であること
- ・市からの交付決定後に工事を開始すること

■補助金額

- 30万円以上の工事で、工事に要した費用の50%（上限100万円）



空き家バンク住宅・家賃等補助金

空き家バンク物件を賃貸して居住する人に家賃などを補助します。

■申請者の要件

- ・平成31年4月1日以降に空き家バンク住宅を賃貸借契約した人
- ・定住の意思をもって補助金を受ける住宅に居住する人
- ・世帯全員が市税を滞納していないこと
- ・生活保護法に規定する住宅扶助を受けていない人
- ・「若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」「移住促進・家賃等補助金」「移住促進・新婚世帯家賃補助金」「空き家バンク住宅・家賃等補助金」を受けたことがない人
- ・世帯全員が「東京圏UJIターン移住支援事業補助金」を受けたことがない人

■補助金額

- 家賃補助金**
〔賃借料※—住宅手当〕×1/2で上限1万円を、転居した翌月から最大24カ月 ※管理費・共益費・駐車場代などは除く
- 初期費用補助金**
〔礼金、仲介手数料の合計額〕×1/2（上限3万円）

【フラット35】地域連携型の対象事業

次の補助金を申請した人は、地域戦略課で発行する証明書を持って取扱金融機関で申し込むと、借入金利が引き下げとなる場合があります。

■対象となる補助金

- ・「若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」
- ・「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」



▲フラット35のホームページ

